2 市の処理施設で処理する 事業系一般廃棄物の処理方法

(1)事業者自らが市の処理施設に搬入する場合の処理方法

1受入施設

防府市クリーンセンター

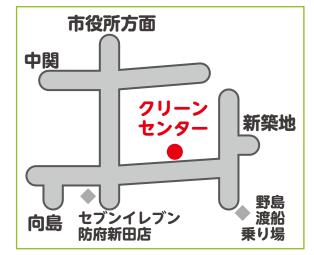
住所 防府市大字新田364番地 電話 (0835) 22-4742

- ●可燃ごみ
 - ⇒ 防府市クリーンセンター 可燃ごみ処理施設
- 不燃ごみ・粗大ごみ・危険ごみ・資源ごみ
 - ⇒ 防府市クリーンセンター リサイクル施設



平日の8:15~16:30

※祝日等で市長が特に必要があると認めたときは、搬入できる場合があります。



3処理手数料

(令和元年10月1日改定後)

受入施設名	廃棄物の種類	処理手数料
可燃ごみ処理施設	可燃ごみ	100キログラム又はその端数ごとに570円
リサイクル施設	不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ	20キログラム又はその端数ごとに220円
	資源ごみ	無料

- ※処理手数料は改定される場合があります。
- ※処理手数料には、消費税相当額を含みます。

4 施設搬入の基本的注意事項

- 定期的に市の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合(可燃ごみ、資源ごみに限る。) は、事前に搬入許可申請をし、 許可を受ける必要があります。その際、搬入車両の車検証の写しや運転手の運転免許証の写しの添付が必要になります。
- ●臨時的に市の処理施設に事業系一般廃棄物を搬入する場合は、その都度、臨時搬入許可申請をし、許可を受ける必要があります。その際、搬入車両の車検証や運転手の運転免許証を提示してください。
- ●容器を使用しての可燃ごみの搬入は、原則として容量45リットル以下の中身の確認できる無色又は白色半透明の袋を使用してください。(黒い袋、ダンボールは不可)





- 処理施設内の標識及び施設係員の指示に従ってください。
- 廃棄物が飛散・流出等しないようにしてください。廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行ってください。
- ●最大積載重量2トンを超える車両を使用して廃棄物を搬入するときは、車両寸法や自動排出装置(ダンプ式)の有無などを考慮し、搬入を認めない場合もありますので、事前にクリーンセンターへご連絡ください。

5搬入物検査にご協力ください

平成26年4月から防府市廃棄物処理条例第15条において、市の処理施設に一般廃棄物を搬入する場合の搬入基準の遵守義務と、搬入物検査協力義務を規定し、違反ごみの混入を防止するため、搬入物検査を随時実施しています。

また、平成28年4月からは、処理施設の搬入基準を厳密に取り扱うこととし、市が行う搬入物検査に協力しない場合、違反ごみの混入等により行った持ち帰り指導に従わない場合、指導したにもかかわらず改善が見られない場合等には搬入許可を取り消すなど、違反者に対する処分を実施しています。その場合、市の処理施設への一般廃棄物の搬入ができなくなることもありますので、適正排出等について事業者の皆様の御協力をお願いします。



6搬入基準

市の処理施設に搬入できるもの

可燃ごみ



可燃ごみ処理施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
生ごみ	食品の食べ残し 食品の売れ残り 調理残さ 魚のアラ	十分に水切りを行ってください。
木くず類 (工事に伴うものを) (除きます。	草、落ち葉 剪定枝葉 板切れ	 ・士をよく落としてください。 ・剪定枝等の棒状のものは、長さ50cm× 直径10cm以内に切ってください。 ・板状のものは、1辺の長さ50cm×厚さ 5cm以内に切ってください。 ・釘等の異物は取り除いてください。
布類	ウエス 軍手、制服 作業服	1辺の長さを50cm以内に切ってください。
紙類	汚れのついた紙 リサイクルできない紙	
	紙おむつ こ	汚物を取り除いてください。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡し、その指示に従ってください。 ※処理手数料は、100キログラム又はその端数ごとに570円です。

※処理手数料は改定される場合があります。

※令和元年10月1日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

不燃ごみ・粗大ごみ トトト リサイクル施設

※不燃ごみ、家電製品、可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみ合わせて1業者につき1日5点以内に 限り受け入れます。(袋に入るような小さな不燃ごみは、45リットル袋1袋程度を1点と数えます。)

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
不燃ごみ (1辺の長さが (50cm以内のもの)	鍋、ヤカン オイル缶 包丁 ハサミ	搬入できる量は、1日1事業者につき、45 リットル袋1袋程度までです。
家電製品	電子レンジ電気ポット扇風機掃除機	
	木製家具などの 可燃性家具類 (テーブル、椅子、棚など)	・長さ2m×幅1.5m×奥行き1mを超える ものは搬入できません。 ・スプリング入りマットレス、スプリング 入りソファは搬入できません。
	布団・毛布 じゅうたん カーテン	折りたたんだ状態で長さ2m×幅1.5m× 奥行き1m以内にし、ひもで縛ってくだ さい。
可燃性粗大ごみ	畳 (工事に伴うものを) 除きます。	
	木・木材 20m (工事に伴うものを) 除きます。	 ・剪定木等の棒状のものは、長さ1m× 直径20cm以内に切ってください。 ・板状のものは、厚さ5cm以内で、長さ 2m×幅1.5mに切ってください。 ・釘等の異物は、取り除いてください。
不燃性粗大ごみ	金属製家具	長さ2m×幅1.5m×奥行き1mを超える ものは搬入できません。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。 ※処理手数料は、20キログラム又はその端数ごとに220円です。

> ※処理手数料は改定される場合があります。 ※令和元年10月1日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

危険ごみ



リサイクル施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
スプレー缶類	スプレー缶 カセットボンベ	・ガス抜きと穴あけを行ってください。 ・搬入できる量は、1日1事業者につき、 45リットル袋1袋程度までです。
乾電池類	アルカリ乾電池マンガン乾電池	・搬入できる量は、1日1事業者につき、 10個までです。 ・充電式電池・ボタン電池は搬入でき ません。
蛍光管	丸型蛍光管 直管型蛍光管	・長さ120cm以内の直管型、 直径45cm以内の丸型のものです。・搬入できる量は、1日1事業者につき、 10本までです。
ライター類	使い捨てライター 大型ライター(チャッカマン)	・完全に使い切ってください。 ・搬入できる量は、1日1事業者につき、 10個までです。
陶磁器・ガラス類 (1辺の長さが (50cm以内のもの)	食器、灰皿、花びん、白熱電球、ガラス等	搬入できる量は、1日1事業者につき、 45リットル袋1袋程度までです。

※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。 ※処理手数料は、20キログラム又はその端数ごとに220円です。

> ※**処理手数料は改定される場合があります。** ※令和元年10月1日改定後の金額です。

市の処理施設に搬入できるもの

資源ごみ(^{家庭系廃棄物の}搬入基準と同一です。) トト リサイクル施設

廃棄物の種類	代表的な品目	搬入条件
缶 (アルミ缶・スチール缶)	ジュース、缶詰缶 お菓子の缶、ペット フードの缶など 飲料や食品が 入っていた缶	1辺の長さが15cm以内の角缶又は容量 3リットル以内のものです。
ペットボトル こう PET	飲料又は 調味料用の ペットボトル 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図	ふた、ラベルは、外してください。
びん類	食品や化粧品が 入っていた 容器のうち ガラス製のびん	無色、茶色、その他の色に分別してください。
新聞紙	新聞紙 新聞折り込み広告紙	ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛って ください。
ダンボール 😝	ダンボール	・たたんで搬入してください。・ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛ってください。
雑がみ	封筒、ハガキ 名刺、雑誌 シュレッダー紙	・ひもで縛る場合は、紙ひもで十字に縛ってください。・シュレッダー紙は無色透明袋に入れて搬入してください。
紙製 容器包装 紙	紙袋、包装紙 紙箱等の紙製の 容器や包装	たたんだり、つぶしたりして搬入してください。
紙パック	内側が白色の 飲料用紙パック	中を軽く水洗いし、はさみで切り開いて 乾かしてください。
プラスチック製 容器包装 23g	ボトル、袋、トレイ、フィルム等のプラスチック製の容器や包装	 ・容量45リットル以下の無色透明袋に入れて搬入してください。 ・発泡スチロールの容器や緩衝材は搬入できません。

- ※洗ったりふき取ったりして汚れを落とし、水気を切ってから搬入してください。
- ※商品そのもの・商品の付属品など、容器包装ではないものは対象になりません。
- ※この表に該当するものがない場合など取扱いが不明なものについては、クリーンセンターに連絡して、その指示に従ってください。
- ※処理手数料は、無料です。

市の処理施設に搬入できないもの

区分	例示品目等
防府市以外で発生したもの	
産業廃棄物	建設業に係る木くず 等 (P4の産業廃棄物の種類と具体例を参照)
有害性のあるもの	農薬、劇薬、殺虫剤 漂白剤等の薬品類
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ バッテリー 消火器 等
引火性のあるもの	石油 廃油 火薬 塗料 等
著しく悪臭を発するもの	汚物が著しく付着したもの 等
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物、PCBを使用した部品 等
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ 洗濯機、衣類乾燥機 冷蔵庫、冷凍庫
処理施設で処理することが 困難な形状のもの	タイヤ、金庫、農機具、魚網、自動車部品原動機付自転車、繊維強化プラスチック(FRP)の製品グラスウール・ロックウール太陽熱温水器、石綿・石綿含有の製品ピアノ、浴槽、フェンス・門扉などの建具等

※この表は、主要な品目について例示したものです。詳細については、クリーンセンターに連絡し、その指示に従ってください。

クリーンセンター利用の流れ

※臨時的に事業系一般廃棄物を搬入する場合

- 1. 受付棟で受付をします。
 - 申請書(市ホームページからダウンロードできます。)を記入します。搬入車両の車検証及び運転手の運転免許証を提示して、搬入カードを受け取り、 搬入車両のダッシュボードに載せてください。
- 2. 計量所で、ごみを積んだ状態で搬入車両の重さを量ります。
- 3. ごみの種類ごとにそれぞれ指定の場所で降ろしてください。
- 4. ごみを降ろした状態で搬入車両の重さを量ります。
- 5.ごみの重さに応じた料金を自動料金徴収機で支払います。(資源ごみの場合を除く。)
 - ※資源ごみは、リサイクル施設資源ヤードに、危険ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、リサイクル施設確認ヤードに、可燃ごみは、可燃ごみ処理施設に 降ろしてください。
 - ※料金区分ごとに計量しますので、すべてのごみ種を同時に持ち込まれる場合は三度計量することになります。(2~5の繰り返し)
 - ※搬入基準に適合しないものは、搬入できません。





危険ごみ・燃やせないごみ(不燃ごみ)・粗大ごみを降ろす場所(リサイクル施設確認ヤード)

危険ごみ

スプレー缶類

使い切って、ガス抜きと穴あけを行ったもの





1日1事業者につき 45リットル袋1袋程度まで

乾電池類

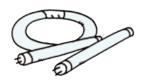
使い切り電池

1日1事業者に つき10個まで



蛍光管

1日1事業者に つき10本まで



ライター類

完全に使い切って

1日1事業者に つき10個まで



陶磁器・ガラス類

一辺50cm以内のもの



1日1事業者につき45リットル袋1袋程度まで

不燃ごみ

一辺50cm以内のもの

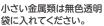
1日1事業者につき45リットル袋1袋程度まで













刃の部分を布や新聞紙で 包んで無色透明袋に入れ てください。

せんてい

剪定木•木材

太さ10cm以内、長さ50cm以内のものは、 可燃ごみ処理施設で降ろしてください。



太さ20cm以内、 長さ1m以内に 切ってください。



長さ2m以内、 幅1.5m以内に 切ってください。

可燃性粗大ごみ

長さ2m×幅1.5m×奥行1mを超えるものは搬入できません。









折りたたんだ状態で長さ2m×幅1.5m×奥行1m以内にし、 ひもで縛ってください。

不燃性粗大ごみ

長さ2m×幅1.5m×奥行1mを超えるものは搬入できません。







小型家電リサイクル品目

